

運 営 規 程
(医 療)

令和 6年 4月 1日 改正

社会福祉法人 高 瀬 会

指 定 訪 問 看 護 事 業 所

高瀬会訪問看護ステーション

指定訪問看護事業所 高瀬会訪問看護ステーション 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高瀬会（以下「法人」という。）が設置する高瀬会訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営管理を図るとともに、指定老人訪問看護事業及び指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者等に対する適切な指定老人訪問看護及び指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、協力と理解のもとに適切なサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業者は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適時協議する。

(事業所の名称等)

第3条 訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：高瀬会訪問看護ステーション
- (2) 所在地：和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬406番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師 1名（常勤・兼務）
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 訪問看護職員 看護師 2名（常勤・専従2名）
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

2. 業務の状況に応じて、職員は増減する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、社会福祉法人高瀬会就業規則に準じて、定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間：平日は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) 利用者の状況により、日曜・祝祭日・早朝・夜間・深夜の派遣も可能とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者から訪問看護の利用を申し込まれたかかりつけの医師は、訪問看護の指示書をステーションに交付し、それに基づき看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者または家族からステーションに直接連絡があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから、新宮市医師会・東牟婁医師会・西牟婁医師会あるいは、太地町・那智勝浦町・古座川町・串本町・新宮市(旧熊野川町地域は除く)の担当部署に調整等を求め、対応する。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置
- (11) 緊急時訪問看護
- (12) 特別管理体制

(緊急時等における対応方法)

第8条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2. 看護職員等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料金)

第9条 訪問看護を提供した場合、老人医療受給対象者である利用者から基本利用料として、1割負担分を、その他の利用者からは、健康保険法に基づく本人負担を徴収するものとする。

2. 訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

3. その他の利用料として、次の額を徴収する。

- (1) 営業時間内で2時間を超える訪問看護料

30分あたり500円

- (2) 営業時間外で2時間を超える訪問看護料

ア. 午後5時から午後10時までと午前7時から午前8時30分までは

30分あたり500円

イ. 午後10時以降午前7時までは

30分あたり750円

- (3) 営業日以外の訪問看護料

30分ごとに500円

4. 訪問看護に要した交通費は、通常の事業の実施地域（新宮市（旧熊野川町地域は除く）・太地町・那智勝浦町・古座川町・串本町）に住居を有するものは、無料とします。なお上記以外に住居を有するもので自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から10km未満 1000円

通常の事業の実施地域を越えた地点から10km以上の場合 3kmごとに300円追加

5. その他の利用料、交通費について、支払い困難と管理者が認めた利用者の場合は、減額または免除することができる。

(その他運営についての留意事項)

第10条 訪問看護ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2. 職員は業務上知り得た秘密を保持する。

3. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人高瀬会が定めるものとする。

附則 この規程は、平成 12年 2月 1日から施行する。

平成	12年	7月	1日	改正
平成	13年	1月	1日	改正
平成	14年	4月	1日	改正
平成	15年	10月	1日	改正
平成	16年	4月	1日	改正
平成	17年	4月	1日	改正
平成	18年	4月	1日	改正
平成	19年	4月	1日	改正
平成	20年	4月	1日	改正
平成	21年	7月	1日	改正
平成	23年	3月	1日	改正
平成	24年	4月	1日	改正
平成	27年	4月	1日	改正
平成	28年	4月	7日	改正
平成	28年	5月	16日	改正
平成	30年	4月	1日	改正
令和	03年	3月	1日	改正
令和	06年	4月	1日	改正